

## 各務原市新本庁舎広告付き窓口番号案内システム設置事業仕様書

### 1 事業の目的

本事業は、現在、建設工事を行っている各務原市新本庁舎（令和3年秋開庁予定）に、来庁者の利便性の向上、混雑緩和及び待ち時間の快適化を目指し、広告付き窓口番号案内システム（以下「システム」という。）を設置することを目的とする。

### 2 事業期間

協定締結の日を始期とし、終期は令和8年9月30日とする。ただし、各務原市新本庁舎の開庁が令和3年10月1日以降になったときは、システムの運用期間を5年間確保するため、協議により終期を延長するものとする。

### 3 設置する機器の仕様

#### (1) 設置場所及びシステムの構成

各務原市新本庁舎内（各務原市那加桜町1丁目69番地）において、下表の内容のとおりシステム機器等を設置すること。設置する機器の台数については、下表内の台数以上を提案すること。なお、詳細な設置場所については、別添「新本庁舎レイアウト図」を参考のこと。

	設置場所	1階市民課 窓口	1階医療保険課 窓口	2階税務課 窓口
ア	受付番号札発券機	1台	1台	1台
イ	受付番号案内表示モニター (吊下げ設置)	3台	1台	1台
ウ	受付番号呼出機	16台	7台	3台
	受付番号呼出用表示機	8台	4台	2台
エ	交付番号案内表示モニター (吊下げ設置)	1台		1台
オ	交付番号案内表示モニター (証明書交付窓口卓上設置)	1台		1台
カ	交付番号呼出機	1台		1台
キ	市政情報及び広告表示モニター (吊下げ設置)	3台	1台	1台

	窓口数
市民課	16
医療保険課	7
税務課	3

## (2) 機能

### ア 受付番号札発券機

- (ア) 来庁者の手続内容に応じて番号札を発券できること。
- (イ) 全ての発券機は連携するものとし、1台で下表の業務数以上選択可能なものとする。なお、想定業務は、今後変更となることがある。

業務数	想定業務
市民課 5業務以上	証明等の発行
	住民異動・戸籍届出
	国民年金
	マイナンバーカード
	旅券
医療保険課 3業務以上	国民健康保険
	後期高齢者医療保険
	福祉医療
税務課 5業務以上	証明等の発行
	納税相談
	市民税
	原付の登録・廃車等
	資産税

- (ウ) 設置後でも、必要に応じ、容易に表示内容を変更できること。
- (エ) 画面上、日本語のほか、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語の表示切替が可能であること。音声の多言語対応は必須としない。

### イ 受付番号案内表示モニター（吊下げ設置）

- (ア) 機器は薄型で場所を取らないもので、モニターの表示部分は50インチ程度とし、画面表示サイズは、協議の上決定するものとする。
- (イ) モニターの設置に当たっては、落下・転倒防止等の安全対策を十分に講じること。

### ウ 受付番号呼出機、受付番号呼出用表示機

- (ア) 来庁者が所持する番号札に記載された番号をこの表示モニターに表示するとともに、音声等により窓口へ呼出しすることができること。
- (イ) 各窓口より、呼出しすることができるよう必要数を設置すること。
- (ウ) 呼び出された番号がどの窓口か来庁者に分かるように、受付番号呼出用表示機に表示すること。
- (エ) 待ち人数、待ち時間の状況等がバックヤードの職員にわかるように受付番号表示機に表示すること。この機能を有しない場合は、職員用確認モニター（30インチ～50インチ程度）をバックヤードに設置し、待ち人数、待ち時間等の状況が分かるようにすること。

#### エ 交付番号案内表示モニター（吊下げ設置）

- (ア) 機器は薄型で場所を取らないもので、モニターの表示部分は50インチ程度とし、画面表示サイズは、協議の上決定するものとする。
- (イ) モニターの画面表示は、表示する番号の数に応じて自動切替ができること。
- (ウ) モニターの設置に当たっては、落下・転倒防止等の安全対策を十分に講じること。

#### オ 交付番号案内表示モニター（証明書交付窓口卓上設置）

- (ア) 機器は薄型で場所を取らないもので、モニターの表示部分は20～25インチ程度とし、画面表示サイズは、協議の上決定するものとする。
- (イ) モニターの画面表示は、表示する番号の数に応じて自動切替ができること。
- (ウ) モニターの設置に当たっては、落下・転倒防止等の安全対策を十分に講じること。

#### カ 交付番号呼出機

- (ア) 番号表示と音声等による呼出しを行うことができること。
- (イ) バーコードリーダーによる読み取り及びテンキー等による入力により、番号をモニターに表示又は取消しができること。

#### キ 市政情報及び広告表示モニター（吊下げ設置）

- (ア) 機器は薄型で場所を取らないもので、モニターの表示部分は50インチ程度とし、画面表示サイズは、協議の上決定するものとする。
- (イ) モニターの設置に当たっては、落下・転倒防止等の安全対策を十分に講じること。
- (ウ) 映像の放映は、タイマーその他の機器により自動制御すること。

#### ク その他

- (ア) WEB 機能（ウェブサイト上で各手続きの混雑状況、呼出状況及び待ち時間の確

認ができる機能)を有すること。

- (イ) 各機器は、有線又は無線通信の干渉による誤作動を防ぐための機能を有すること。
- (ウ) システムの中央部の電源を投入することにより各システム機器の電源が自動投入されるよう、電源系統を可能な限り集約すること。
- (エ) 待ち時間、処理時間及び処理件数等の集計データを日報及び月報単位で出力ができること。
- (オ) 各機器の設置において、各務原市新本庁舎建設工事施工者との調整が必要となる場合又は建設工事施工者側から協議を求められた場合は、市とともに建設工事施工者と協議を行うこと。

#### 4 市政情報及び広告内容

##### (1) 市政情報の放映

- ア 全放映枠のうち、25%から35%程度の行政情報枠を確保すること。
- イ 市から提供した素材をもとに行政情報を編集し、広告と組み合わせて放映すること。

##### (2) 民間企業等の広告内容

- ア 放映できる広告は各務原市広告掲載要綱(平成18年1月17日決裁。以下「広告要綱」という)に定める広告掲載の基準に適合するものとし、あらかじめ各務原市広告審査委員会において適正と審査されたものに限り放映できること。なお、広告の放映中であっても広告要綱に定める広告掲載の基準に適合しないことが判明したときは速やかに放映を中止するものとする。
- イ 放映する広告の募集に当たり、システムを設置する事業者(以下「事業者」という)自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるかのような誤解を与えることがないよう十分配慮すること。
- ウ 広告の放映にあたっては、音声を発することができるものとする。ただし、市の業務に支障のない音量設定とし、必要に応じて市が音量調整を行うことができること。

##### (3) その他共通事項

放映時間は、窓口業務時間(平日の午前8時30分から午後5時15分まで)とする。ただし、開庁時間の変更等に伴い、放映時間を変更できるものとする。

#### 5 運営体制等

##### (1) 運営体制

- ア 事業者は、システム運用までに運営体制を構築し、運営体制図、緊急連絡先等の必要な情報を市に提出すること。体制に変更があったときも同様とする。
- イ 事業者は、システム運用に係る管理責任者を定め、業務の全般にわたり管理を行うこと。

##### (2) 維持管理

- ア 事業者は、システムの円滑な運営のため、定期的な保守を行うこと。

(3) 故障時等の対応

ア 故障その他の理由によりシステムが使用できなくなったときは、速やかに正常な稼働状況に復元できるよう、修繕又は代替機の設置等の対応を実施すること。

イ 正常な稼働状況に復元するための費用は、事業者が負担するものとする。

## 6 研修等の実施

(1) 導入するシステムの操作マニュアルを作成するとともに、別途指定する日までに職員に対し、操作研修を実施すること。

(2) 当初導入以降は、1年に1回以上の操作研修を実施すること。

(3) 機器の使用方法等に関し、利用する職員等からの要請に応じ、適宜、電話や電子メール等により助言を行うこと。

(4) 研修等の実施に当たって必要となる費用は、事業者が負担するものとする。

## 7 費用負担

(1) 下記に係る一切の費用は、事業者の負担とする。

ア システムの設置並びに契約期間満了後の機器等の撤去及び原状回復

イ 市政情報及び広告表示モニターに係る電気料（事業者が設置する計測メーター又はカタログ記載の消費電力量より算出した額とする。）

ウ システムの運用に係るネットワークの運用費

エ 発券機等で使用する消耗品（ロール紙等）

オ 設置後の維持管理費用

カ 市政情報及び広告の作成等に係る一切の費用

(2) 事業者は、市政情報及び広告表示モニターの表示面積に応じ、各務原市行政財産使用料徴収条例（昭和48年条例第39号）第3条の規定に基づく各務原市役所庁舎使用にかかる行政財産の使用料を市に支払うこと。なお、各務原市行政財産使用料徴収条例の改正があった場合には使用料が変更となるものとする。

## 8 その他

(1) 機器の設置場所は、庁舎内の施設や機器に支障のないように考慮すること。

(2) 事業者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。

(3) 事業者が業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、事業者がその損害を賠償しなければならない。

(4) 市は事業者が本仕様書の規定に違反していると認めたときは、機器等の設置を中止するものとする。

(5) システム設置期間内に庁舎のレイアウト変更及び組織機構見直し等により、設置場所の変更及び増設を行う場合には、市と事業者が協議の上決定し、変更協定等により対応するものとする。

(6)本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて市と事業者が協議して定める。